

薬害肝炎訴訟を支える会・大阪

(ニューズレター)

NL 第 20 号

(2006年9月29日発行)

薬害肝炎訴訟の全面解決へ向けて 大阪地裁・高裁 裁判スタート

— 支える会事務局 —
大川・村松・坂本法律事務所
担当：弁護士 坂本 団
TEL：06-6361-0309
FAX：06-6361-0520

～一本筋の通った解決を目指して～

はじめに

先月に画期的な福岡地裁の勝訴判決が出されました。大阪の地裁判決より踏み込んだ内容であり、真摯に司法判断を認めるべきである国・製薬企業が早々に控訴をした事実には許し難いものがあります。新たに、スタートを切ろうとしている、大阪地裁・高裁の審理にも目が離せません。この訴訟は支援無くしては、世論の喚起無くしては、我々の望んだ結果を得ることは出来ないでしょう！！

一丸となって闘い抜く決意を皆さんで固めていきましょう！！

「薬害肝炎大阪訴訟弁論期日」傍聴のお誘い

●大阪地裁期日（第二次原告）

第一回期日

日時：10月6日（金）午前10時～（約1時間）

期日終了後→報告集会（大阪弁護士会館 10階会議室 1001-1002）

第二回期日

日時：11月24日（火）午前10時～（約1時間）

期日終了後→報告集会（中央公会堂 大会議室）

●大阪高裁期日（第一次原告）

第一回期日

日時：11月14日（金）午前11時～（約1時間）

期日終了後→報告集会（中央公会堂 小集会室）

場所：いずれも大阪地方裁判所 202号法廷

大阪では、大阪地方裁判所、大阪高等裁判所で同時並行で行われます。双方共に、準備書面のやり取りが行われる予定です。ふるってご参加頂きますようお願い申し上げます。上記の期日の早朝（8：30～9：30）に大阪市営地下鉄淀屋橋駅1番出口上がった付近で行います。

11月14日の報告集会終了後には、学生・市民向けの薬害肝炎の勉強会を開くことを予定しております。こちらのほうにもご参加の方をよろしくお願い致します。

〔福岡地裁判決速報〕

＊薬害肝炎弁護団 HP (<http://hcv.jp/main.html>) より抜粋

薬害肝炎弁護団

福岡訴訟判決について平成 18 年 8 月 30 日、福岡地方裁判所において判決が言い渡されました。6 月 21 日の大阪地裁判決に引き続き、薬害肝炎訴訟での 2 件目の判決です。内容は、九州第 1 次訴訟原告 18 名中 11 名の損害賠償請求を認容し（認容総額 1 億 6830 万円）、国及び企業の責任を明確に認めました。

本件で問題になっていたのは、フィブリノゲン製剤、血液凝固第Ⅸ因子製剤（クリスマシン）の 2 つの製剤です。まずフィブリノゲン製剤について、本判決は、遅くとも 1980（昭和 55）年 11 月以降について、国及び企業の法的責任を認めました。我々は、そもそもフィブリノゲン製剤の 1964（昭和 39）年の製造・販売承認自体が違法であった、という主張をしていました。残念ながらこの点について本判決は、「フィブリノゲン製剤の承認申請資料は、当時国自身が示していた医薬品製造指針が要求した水準に満たない」としつつも、結果として違法はなかったと判断しました。しかし本判決は、その後、1977（昭和 52）年、アメリカにおいて、FDA（米国食品医薬品局）がフィブリノゲン製剤に有用性が認められないとして承認を取り消し、翌 78（昭和 53）年 1 月、この決定が公示されたことを受け、我が国でもフィブリノゲン製剤の有用性について調査・検討を行わなければならなかったとしました。そして、当時既にフィブリノゲン製剤の後天性疾患に対する有効性に疑義が生じていたこと、肝炎に感染する危険性が高かったことなどを考えれば、この時点で調査・検討されていれば、後天性疾患に対する有用性が認められないと判断された可能性が高いと判断しました。その上で本判決は、この調査・検討にはある程度の期間が必要になると考えられるところ、1978 年 1 月以降、原告の中で最初に投与を受けた時期が 1980（昭和 55）年 11 月であることに着目し、この間 2 年 10 か月もあるから、それまでには検討し有用性を判断することができていたはずとして、遅くとも 1980（昭和 55）年 11

月以降については責任がある、と判断したのです（したがって、1980 年 11 月以前についても被告らの責任が認められる余地を残しています。）。その他、輸血と併用して投与された原告についての因果関係の問題、投与から 20 年以上が経過している原告についての除斥期間の問題など、国家賠償において常に原告側に大きな壁となってきた問題についても、原告の主張を受け入れ、被告らの主張を全て排斥しました。他方、クリスマシンについては、後天性疾患について有用性が認められると判断し、クリスマシンを投与された原告 4 名全員の請求を棄却しました。

以上の本判決に対する原告団・弁護団の評価について、簡単に述べますと、フィブリノゲン製剤については、被告ら、特に国の怠慢を厳しく断罪したものであって、基本的にこれを高く評価することができると思います。しかし、クリスマシンについては、同製剤承認時には「後天性第Ⅸ因子欠乏症に有効であり、かつ有用性があると認めるには疑問があったというべきである」とまで認定しておきながら、結果として被告らの責任を認めなかったものであり、明らかな誤りを犯しています。本判決によっても、上記のとおり、承認自体に問題があったことが示されているわけですから、クリスマシンにおける被害者も、フィブリノゲン製剤におけるそれと同じく、早急な被害回復が図られるべきです。

本判決は、予防接種 B 型肝炎最高裁判決、6 月 21 日薬害肝炎訴訟大阪地裁判決に引き続き、肝炎の問題は国に責任があり、国が解決すべき問題であることを示したものです。われわれは、本判決を受けて、国の責任を前提とする全ウイルス性肝炎患者の被害回復につながる全面解決を早期に実現するよう全力を傾注する所存です。皆様にも、本件の全面解決まで、これまで以上のご理解とご支援をお願いしたいと思います。

お知らせ

今後の予定・医療講演会・イベント告知！

●医療講演会・裁判説明会

裁判説明会 日程

10月14日 高知・高松
10月15日 松山・徳島
10月21日 島根
10月22日 鳥取

薬害肝炎電話

06-6315-9988

受付時間

(平日(月曜から金曜・祝日除く))
正午から午後3時まで

大阪

大阪肝臓友の会 医療講演会

- とき 2006年10月21日(土) 13:30～16:30
- 会場 大阪市立天王寺区民センターホール (大阪市天王寺区生玉寺町7-57)
- 講演会
演題「B型・C型肝炎の最新治療
ー肝硬変・肝がんへの進行を阻止するためにー」
講師 東大阪市立総合病院 消化器科第一部長 萩原秀紀 先生
- 主催大阪肝臓友の会

兵庫

兵庫県医師会、兵庫医科大学主催
肝臓病公開講座

- とき 2006年10月7日(土) 14:00～17:00
- ところ 兵庫県医師会館2階大会議室
兵庫県神戸市中央区磯上通6丁目1番
- 内容
講演1「肝がんにならない食事」 兵庫医科大学 栄養士 三野幸治 先生
講演2「病診連携について」 長尾クリニック院長 長尾和宏 先生
講演3「肝癌の予防」 兵庫医科大学教授 西口修平 先生
講演4「肝癌の外科的治療」 兵庫医科大学教授 藤元治朗 先生

京都

京都市委託京都難病連・京都肝炎友の会主催肝臓病公開講座
講演会「肝発がんを防ぐための最新治療」

<予約不要>

○とき 2006年11月26日(日) 13:30～16:00

○ところ ハートピア京都(京都府立総合社会福祉会館)

○講師 兵庫医科大学 肝胆膵科教授 西口修平 先生

- ・若干の質問時間を設けます。
- ・京都市営地下鉄烏丸線「丸太町駅」下車5番出口上がってすぐ
- ・京都市バス「烏丸丸太町」バス停下車南側烏丸通り沿いへ

滋賀

医療講演会・交流会(滋賀肝臓友の会主催)

<予約不要>

○とき 2006年10月15日(日) 13:30～16:30

○ところ フェリエ南草津 5F

○演題 ウイルス性肝炎の診断と治療

*もしも講師が決められない場合でも交流会のみ行います。

支える会大阪メールマガジンお知らせ

支える会では、入会申込時にメールアドレスを記入して頂いた方に向けて、薬害肝炎訴訟の最新情報、イベントのお知らせ等の情報発信として支える会メールマガジンを創設することにしました。

もしご不要の方がいらっしゃれば、お手数ではございますが、admin@kanen.infoの方まで不要の旨を記入し、送信して下さい。また、メールマガジンをご希望の方は上記メールアドレスまで希望の旨を送信して下さい。よろしくお願い致します。

2006年度支える会・会費納入のお願い

郵便振替口座にて入会される方、今年度(2006年4月～2007年3月)の会費を納入して頂ける方は同封しております郵便振替用紙に住所・氏名を記入し下記の口座に年会費をお振り込みください。よろしくお願い致します。尚、今年度分を既に納入された方には振替用紙を添付しておりません。

前年度(2005年4月～2006年度3月)までにお振り込み頂きました会費は、2005年度会費として取り扱っております。2005年度中に、複数回または超過分の金額を振り込まれたお金に関しては、カンパとして処理させて頂いておりますことをご了承下さい。

なお、会費納入後に振込用紙が入っていた等の行き違いの場合はご容赦下さい。

※振込先口座

【郵便振替口座】

口座番号

00960-5-314996

口座名称(加入者名)

薬害肝炎訴訟を支える会・大阪

薬害肝炎訴訟を支える会・大阪
ニュースレター第20号
2006年9月発行